

変更理由書

(1) 整備計画の変更を必要とするに至った経過

新地農業振興地域整備計画は再編事業実施市町村の指定を受け、平成10年12月28日に申請、平成11年1月6日に認可を受けているが、認可後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による大規模な農地災害からの復興に全力を傾けていたため、総合見直しが行われていなかった。

このような現状を踏まえ、社会・経済情勢の変化に柔軟に対応し、農業的土地利用方針の見直しや低コスト・省力化、農産物の高付加価値化の取組みの推進等、農業・農村の振興を図っていく必要があり、また、震災復興事業もほぼ完了したなか、今後の農業生産の基盤であり多面的な機能を有する農地の保全・管理に向けた施策を展開していくため、「新地農業振興地域整備計画」を見直すこととした。

(2) 土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるか

① (編入) 農地

編入農地は、周辺の農地と併せ、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用が確保される。

② (除外) 公衆用道路

震災に強い安全で効率的な道路網が構築され、地域の利便性が向上する。また、周辺農地への支障もなく、農業面に与える影響はない。

③ (除外) 鉄道用地

震災による被害を低減するため、内陸側への路線変更及び高架化により安全性が向上する。また、周辺農地への支障は少なく、農業面に与える影響は小さい。

④ (除外) 水路

震災による地盤沈下による排水不良が改善され、農作業効率が向上する。

⑤ (除外) 宅地

除外地は、集団的優良農用地ではなく、また、周辺農地への支障もなく、農業面に与える影響はない。

⑥ (除外) 公民館

震災による被害により既存の駒ヶ嶺公民館が利用できなくなったため、新たな公民館用地として確保した。集団的優良農用地の外周部で、周辺農地への支障はほぼなく、農業面に与える影響は少ない。

⑦ (除外) 農地としての活用が今後見込めない筆

除外地は、集団的優良農用地ではなく、また、周辺農地への支障もなく、農業面に与える影響はない。

(3) 変更後の土地利用計画に対する基本方針

基本方針等に変更はなく、継続して農業の振興を図り、土地利用の集団化かつ高度化を促進するとともに、経営規模拡大及び農用地利用集積事業等を推進し、安定的かつ自立した農業経営体の育成強化を目指す。